

## 大阪狭山市赤ちゃんの駅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の民間施設でおむつ替え、授乳等ができる施設を大阪狭山市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録するとともに、乳幼児及びその保護者が気軽に利用できる場所として広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、もって子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

### (登録基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内に存する民間施設であって、次に掲げる基準を満たしているものとする。

(1) 屋内において次のいずれかに該当する設備を有していること。

ア おむつ替え台、ベビーベットその他これらに準ずるおむつ替え用の設備

イ 授乳のできる設備（調乳用のお湯を提供する場合にあっては、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて（平成19年6月5日付け食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知）に基づきお湯を提供することができる設備であること。）

(2) 次のすべてに該当すること。

ア 授乳又はおむつ替えをしている姿が他の人から見えない設備であること。

イ 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行えること。

ウ 赤ちゃんの駅の利用料は、無料とすること。

### (登録方法)

第4条 赤ちゃんの駅として登録を希望する民間施設の管理者（以下「申請者」という。）は、大阪狭山市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必

要な調査を行い、前条の基準を満たすと認めた場合は、当該施設を赤ちゃんの駅を設置する施設（以下「登録施設」という。）として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、大阪狭山市赤ちゃんの駅登録通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第5条 赤ちゃんの駅を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。
- (2) 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可無く立ち入らないこと。
- (3) 汚物は、持ち帰ること。
- (4) 赤ちゃんの駅を利用する際の乳幼児及び利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。
- (5) その他前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「登録施設の管理者」という。）の指示に従うこと。

（登録の変更等）

第6条 登録施設の管理者は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、大阪狭山市赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の解除）

第7条 市長は、登録施設が第3条の基準を満たさなくなったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

（表示等）

第8条 登録施設の管理者は、市が交付する赤ちゃんの駅を示す看板等を施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

（公表）

第9条 市長は、登録施設の名称、所在地等を市の広報及びホームページへの掲載その他適当と認める方法により公表することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。